

決 議

全国自治体病院経営都市議会協議会は、第35回定期総会において別記のとおり決議いたしましたので、政府並びに国会におかれましては特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成19年7月3日

全国自治体病院経営都市議会協議会
会 長 轟 正 満
(長野市議会議長)

決 議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な高度・特殊、へき地、小児、救急医療など多くの不採算医療を担っているところである。

しかしながら、自治体病院経営の現状は、度重なる医療制度改革や診療報酬の見直しなど、急激な変化によって一層厳しさを増し、約7割の事業が赤字となっている。

また、今日の医師不足・偏在の問題は、国民の生命、安心・安全をおびやかす、医療の根幹に関わる深刻な問題である。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、それぞれ地域の実情を踏まえた医療環境の整備及び自治体病院の経営健全化に全力を傾注しているところであるが、地域住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供するためには、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、自治体病院が地域住民のニーズに応え、社会的使命を達成できるよう、次の諸施策を実現されるよう強く要望する。

1．地方財政措置について

(1)自治体病院に係る地方交付税措置の所要額を確保すること。

特に、不採算地区病院、へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療等に対する交付税措置の拡充強化を図ること。

(2)病院事業債の所要額を確保するとともに、公債費負担対策の更なる拡充を図ること。

2．医師確保対策等について

(1)深刻化している地域の医師不足・偏在を解消するため、病院・診療所の管理者となる要件に、へき地医療や周産期医療等への従事経験を付加するとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。

(2)医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図ること。

(3)地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、医師確保対策に係る財政措置の拡充を図ること。

(4)看護師の不足・偏在を解消するため、診療報酬上の評価を含めた看護師確保のための抜本的な対策を講ずるとともに、助産師等医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を講ずること。

3．社会保険診療報酬等について

- (1)社会保険診療報酬を原価計算に基づくものとするとともに技術料を中心とした体系とするなど、不合理な診療報酬体系を是正すること。
- (2)非課税とされている医療に係る消費税については、実質病院負担とならないよう早急に対策を講ずること。

4．医療安全確保対策について

医療安全確保対策に係る診療報酬加算措置の更なる拡充を図るとともに、医療の質と安全性の向上、医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止策の徹底など、安全・安心な医療の確保に向けた取り組みを総合的に推進すること。

5．情報化の推進について

電子カルテやレセプト電算処理等の医療情報システムの整備を推進するための基盤整備を促進するとともに、導入病院に対する診療報酬加算措置の更なる拡充を図ること。

6．医師臨床研修制度について

質の高い臨床研修を実施するため、臨床研修病院に対する財政措置の充実を図ること。